

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局長寿推進部介護保険課】 2
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局長寿推進部介護保険課】 3
- 利用料金の額の承認（7 件）【都市戦略局都市再生推進部緑政課】 5

◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の貸付け【若松区役所総務企画課】 2 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2 件）【技術監理局契約部契約課】 2 8

◇ 交 通 局

- 令和 7 年度北九州市職員（旅客自動車運転者）採用試験の実施【交通局総務経営課】 3 8
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】 4 6
- 特定調達契約の落札者の決定【交通局総務経営課】 4 9

北九州市告示第 3 1 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項、第 4 6 条第 1 項及び第 5 3 条第 1 項の規定により、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 7 8 条第 1 号、第 8 5 条第 1 号及び第 1 1 5 条の 1 0 第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 1 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 7 0 1 0 3 1 6 5	スマイルグラッ チャ	北九州市門司区 大里東二丁目 1 0 番 4 号	グラッチャ株 式会社	令和 7 年 7 月 1 日
4 0 7 0 4 0 6 4 3 6	創造館ヘルパー ステーション	北九州市小倉北 区大島一丁目 7 番 2 5 号	N P O 法人列 島会	令和 7 年 7 月 1 日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 6 6 6 9 1 1 9 9	訪問看護ステー ション M O R E P L U S	北九州市八幡東 区荒生田三丁目 5 番 1 号 W A V E 高見 6 0 4 号	合同会社 M O R E P L U S	令和 7 年 7 月 1 日
4 0 6 7 6 9 0 2 1 6	スリーハート訪 問看護ステーシ ョン	北九州市八幡西 区鉄王二丁目 2 2 番 5 号	株式会社 B e y o u r s e l f	令和 7 年 7 月 1 日
4 0 6 7 7 9 1 4 4 4	訪問看護ステー ション C o h a r u 小倉	北九州市小倉南 区城野四丁目 7 番 5 号 ロイヤル マキシム 1 0 1	株式会社レー ヴ	令和 7 年 7 月 1 日

3 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 7 0 1 0 3 1 7 3	スマイルグラッ チャ	北九州市門司区 大里東二丁目 1 0 番 4 号	グラッチャ株 式会社	令和 7 年 7 月 1 日

4 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 7 0 7 0 8 5 6 7	あしびきケアプ ラン	北九州市八幡西 区木屋瀬東一丁 目 3 番 2 3 号	有限会社あし びき薬局	令和 7 年 7 月 1 日

北九州市告示第 3 1 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項、第 8 2 条第 2 項及び第 1 1 5 条の 5 第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第 7 8 条第 2 号、第 8 5 条第 2 号及び第 1 1 5 条の 1 0 第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 1 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 7 0 1 0 2 9 4 4	ニチイケアセンター吉志	北九州市門司区吉志三丁目 1 番 1 3 号 ホープ流星 2 0 1	株式会社ニチイ学館	令和 7 年 6 月 3 0 日
4 0 7 0 4 0 2 4 3 5	もおすと 在宅介護サービスセンター	北九州市小倉北区金鶏町 3 番 3 2 号	有限会社モオスト	令和 7 年 6 月 3 0 日
4 0 7 0 4 0 6 3 0 3	ヘルパーステーション なないろ	北九州市小倉北区大島一丁目 7 番 2 5 号	社会福祉法人あきの会	令和 7 年 6 月 3 0 日
4 0 7 0 5 0 2 5 7 2	ケアセンターふぁみりい	北九州市小倉北区金鶏町 3 番 2 8 号	株式会社リンク	令和 7 年 6 月 3 0 日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 6 6 6 9 0 4 7 2	訪問看護メンタルサポート とむ・そーや八幡	北九州市八幡西区楠橋東一丁目 5 番 4 8 号	株式会社ベリーフィン	令和 7 年 6 月 3 0 日
4 0 6 7 7 9 1 3 8 6	訪問看護ステーション S u t e t o	北九州市小倉北区江南町 2 番 1 号 オールセイন্ツ 1 1 0 7	株式会社 T E T O M E	令和 7 年 6 月 3 0 日

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 7 0 4 0 5 5 6 0	訪問リハビリテーション エバーグリーン	北九州市小倉北区大島二丁目 6 番 4 8 号	医療法人社団響会	令和 7 年 6 月 3 0 日

4 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 4042 66	デイサービスふ あみりい	北九州市小倉北 区金鶏町3番2 8号	株式会社リンク	令和7年6 月30日

5 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 5057 81	ゆうひケアプラ ンニング	北九州市小倉南 区若園三丁目2 番45号	株式会社 a l m e n e c t	令和7年6 月30日

北九州市告示第 3 1 4 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間の白野江植物公園及び白野江植物公園駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 1 0 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の 種類等	金 額					備 考
白野江 植物公 園	入 園 料	区分		一般	小・中学校 の児童及び 生徒	1 国民の祝日及び緑化に関する行事をする日で、市長が特に必要があると認めて規則で定める日については、無料で入園させるものとする。 2 購入の日から1年間にわたって4回以上入園することができる入園券を利用する場合の利用料金の額は、一般にあっては1,000円、小・中学校の児童及び生徒にあっては500円とする。
		個人	1 人 1 回	300円	150円	
		団体（ 25人 以上）		240円	120円	
白野江	大型自動車			1台1回	1,000円	大型自動車、中型自

植物公園駐車施設	中型自動車	(1日以内)	300円	自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
	普通自動車			

北九州市告示第 3 1 5 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間の到津の森公園及び到津の森公園駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 1 0 日

北九州市長 武 内 和 久

施設 の種 類等	金 額						備 考
到津 の森 公園	入 園 料	区 分		一 般	中 学 校 及 び 高 等 学 校 の 生 徒	小 学 校 の 児 童 以 下 の 者（4 歳 未 満 の 者 を 除 く 。）	購 入 の 日 か ら 3 月 間 に わ た っ て 2 回 以 上 入 園 す る こ と が で き る 入 園 券 を 利 用 す る 場 合 の 一 般 の 入 園 料 の 額 は、1 ， 5 0 0 円 と す る。
		個 人	1 人 1 回	8 0 0 円	4 0 0 円	1 0 0 円	
		団 体（2 5 人 以 上 ）		6 0 0 円	3 0 0 円	5 0 円	
到津 の森 公園 駐 車 施 設	大型自動車 中型自動車		1 台 1 回（ 1 日 以 内）	1，0 0 0 円		大型自動車 、中型自動車及び普通 自動車の区分は、道路 交通法の一部を改正する法律（平成27年法	
	普通自動車			6 0 0 円			

				律第 40 号) による改 正前の道路 交通法第 3 条に規定す るところ による。
--	--	--	--	---

北九州市告示第 3 1 6 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間の山田緑地、森の家及び山田緑地駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 1 0 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の種類等	金 額					備 考	
山田緑地	入園料	無料					
森の家	各室利用料	区分	9 時 ～ 1 2 時		1 2 時 ～ 1 7 時		1 多目的ホール、大会議室、小会議室又は講習室の利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に 1 0 0 分
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
		多目的ホール	6,900円	7,950円	9,900円	11,850円	
		大会議	1,650円	2,550円	2,400円	3,900円	

	室					の6を乗じて得た額（当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額）とする。 2 多目的ホールの利用面積が2分の1以下の場合の額は、既定の額の5割に相当する額とする。
	小会議室	900円	1,650円	1,500円	2,400円	
	講習室	2,400円	4,000円	3,700円	6,000円	
	映像室	1,650円	2,550円	2,400円	3,900円	
冷暖房設備利用	施設名		30分又はその端数ごとに			
	多目的ホール		1,220円			
	大会議室		420円			
	小会議室		350円			
	講習室		560円			

	料	映像室	4 2 0 円	
山田緑地駐車施設	大型自動車 中型自動車	1 台 1 回（1 日 以内）	1 , 0 0 0 円	大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 4 0 号）による改正前の道路交通法第 3 条に規定するところによる。
	普通自動車		3 0 0 円	

北九州市告示第 3 1 7 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間の志井ファミリープールの利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 1 0 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の種類等	金額						備考	
志井ファミリープール	入場料	区分		一般	小・中学校の児童及び生徒	幼児	波のプールを1回、川下りプールを3回以上利用することができる入場券を利用する場合の利用料金の額は、一般にあっては1,000円、小・中学校の児童及び生徒にあっては600円とする。	
		個人	1人1回	400円	200円	50円		
		団体（25人以上）		320円	160円	40円		
	施設利用料	波のプール	区分		一般	小・中学校の児童及び生徒		幼児
			個人	1人1回	300円	150円		50円
			団体（25人以上）		240円	120円		40円
		川下りプール		1人1回	100円			

	その他 利用料	コインロッカー	1 回	1 0 0 円	
--	------------	---------	-----	---------	--

北九州市告示第 3 1 8 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間の響灘緑地広場、ひびき動物ワールド、ポニー広場、熱帯生態園、都市緑化センター、響灘緑地野外ステージ、サイクリングターミナル及び響灘緑地駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 1 0 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の種類等	金額				備考
響灘緑地広場	入園料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	国民の祝日及び緑化に関する行事をする日で、市長が必要があると認めて規則で定める日については、無料で入園させるものとする。
		1 人 1 回	1 5 0 円	7 0 円	
ひび	入場	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	

き 動 物 ワ ー ル ド	料	1 人 1 回		3 0 0 円		1 5 0 円		
		回数券 （4 枚 つづり ）	1 人 1 回	1 , 0 0 0 円		5 0 0 円		
ポ ニ ー 広 場	乗 馬 料	個人		1 人 1 回		3 5 0 円		小・中学校 の児童及び 生徒が、係 員の指導の 下に乗馬す るときに限 る。
		団体（2 5 人以 上）				3 0 0 円		
		1 頭につき 3 0 分又はその端数 ごとに				3 , 0 0 0 円		
	馬 車 利 用 料	区分		一般		中学校の生徒以 下の者		
		1 人 1 回		3 0 0 円		1 5 0 円		
熱 帯 生 態 園	区分		一般		小・中学校の児 童及び生徒			
	1 人 1 回		3 5 0 円		2 0 0 円			
	回数券（4 枚 つづり）	1 人 1 回	1 , 0 0 0 円		5 0 0 円			
都 市 緑 化	各 室 利 用	区分	9 時～1 2 時		1 2 時～1 7 時			イ ベ ン ト ホ ー ル の 利 用 者 が 入 場 料 等 を 徴 収 す
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日		

センター	料	イベントホール	3,750円	4,350円	5,400円	6,450円	る場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額（当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額）とする。
		講習室	2,400円	2,850円	3,600円	4,350円	
		会議室	1,500円	1,800円	2,250円	2,700円	
	冷暖房設備利用料	施設名		30分又はその端数ごとに			
イベントホール		420円					
講習室		140円					
会議室		40円					
響灘緑地野外ステーション	1時間又はその端数ごとに				1,500円		利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額（当該

シ						額が規定の額の１５割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の１５割に相当する額）とする。
サイクリングターミナル	自転車利用料	区分		一般	中学校の生徒	小学校の児童以下の者
		基本利用料	１台２時間以内	３００円	１９０円	１５０円
		超過利用料	１台２時間を超える３０分又はその端数ごとに	７０円		
	その他利用料	コインロッカー		１回	１００円	
響灘	大型自動車 中型自動車	１台１回（１日以内）			１，０００円	
						大型自動車、中型自動

緑地 駐車 施設	普通自動車	300円	車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
----------------	-------	------	--

北九州市告示第 3 1 9 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間の旧安川邸及び夜宮公園駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 1 0 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の種類等	金額					備考
旧安川邸	入場料	区分		一般	小学校の児童及び中学校の生徒	
		個人	1 人	2 6 0 円	1 3 0 円	
		団体（ 2 5 人以上）	1 回	2 0 0 円	1 0 0 円	
夜宮公園駐車施設	大型自動車 中型自動車		1 台 1 回 （1 日以内）	1 , 0 0 0 円		大型自動車及び中型自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 4 0 号）による改正前の道路交通法（以下「改正

			前の道路交通法 』という。) 第 3 条に規定する ところによる。
普通自動車	1 台につき 3 0 分又は その端数ご とに	1 0 0 円。ただし、1 日 に連続して3 時間を超え て駐車したときは、1 日 当たり 6 0 0 円	1 普通自動車 とは、改正前 の道路交通法 第 3 条に規定 する普通自動 車をいう。 2 駐車時間が 2 0 分以内の ときは、無料 とする。

北九州市告示第 3 2 0 号

北九州市平尾台自然の郷条例（平成 1 5 年北九州市条例第 1 9 号）第 8 条第 3 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間の北九州市平尾台自然の郷の入場料、野外ステージ、キャンプ施設及び駐車場の利用料金の額を承認したので、北九州市平尾台自然の郷条例施行規則（平成 1 5 年北九州市規則第 4 8 号）第 6 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 1 0 日

北九州市長 武 内 和 久

施設			金額		備考	
入場料			無料			
野外ステージ			1 時間又はその端数ごとに	1 , 5 0 0 円	利用者が入場料、会費その他これらに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に 1 0 0 分の 6 を乗じて得た額（当該額が規定の額の 1 5 割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の 1 5 割に相当する額）とする。	
キャンプ施設	テント区画	区画内に駐車することができる	1 0 時から翌日の 1 0 時まで	1 区画 1 回	4 , 5 0 0 円	1 0 時から 1 7 時までの区分によりテント区画を利用した場合で、1 7 時を超えて翌日の 1 0 時までの間の引き続く利用に係
			1 0 時から 1 7 時まで		3 , 0 0 0 円	

	もの				る額は、区画内に駐車することができないものを利用する場合には1,500円、区画内に駐車することができないものを利用する場合には1,050円とする。
	区画内に駐車することができないもの	10時から翌日の10時まで		3,000円	
		10時から17時まで		1,950円	
	シャワー	1回		100円	
駐車場	大型自動車 中型自動車	1台1回 (1日以内)		1,000円	1 大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定するところによる。 2 テント区画（区画内に駐車することができないものに限る。）を利用する場合は、1区画につき大型自動車
	普通自動車			300円	

				、中型自動車又は普通自動車1台については、無料とする。
--	--	--	--	-----------------------------

北九州市公告第 4 9 6 号

市有財産を一般競争入札により貸し付けるので、北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 1 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 貸し付ける物件

- (1) 所在地 若松区浜町一丁目 1 3 番 6
- (2) 公簿地目 宅地
- (3) 実測面積 7 4 0 . 9 0 平方メートル
- (4) 最低貸付料（年額）6 0 9 , 0 0 0 円

2 貸付契約の内容

北九州市公有財産管理規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 6 1 号）による土地貸付を行う。

3 貸付期間

令和 7 年 1 1 月 1 日から令和 3 7 年 1 0 月 3 0 日まで

4 貸付期間の更新

貸付期間の更新はできない。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市若松区浜町一丁目 1 番 1 号

若松区役所総務企画課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から令和 7 年 8 月 2 1 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

6 入札条件を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市若松区浜町一丁目 1 番 1 号

若松区役所総務企画課

(2) 期間

この公告の日から令和 7 年 8 月 2 1 日まで（「日曜日等」を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

- 7 現地見学会
実施しない。
- 8 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間
- (1) 場所
北九州市若松区浜町一丁目1番1号
若松区役所総務企画課
- (2) 期間
令和7年7月24日及び同月25日のそれぞれ午前9時から午後5時まで
来庁日時については、あらかじめ若松区役所総務企画課に電話連絡し、調整すること。
- 9 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 入札日時 令和7年8月22日 午前10時00分
- (2) 開札日時 入札締切り直後に行う。
- (3) 入札及び開札の場所
北九州市若松区浜町一丁目1番1号
若松区役所3階311会議室
- 10 入札保証金
- (1) 貸付料（年額）の6月分以上
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。
- 11 入札に参加するための要件
- (1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。
- (2) 入札参加申込みは、所定の様式に下記の資料を添付し、持参することにより行わなければならない。
- ア 法人の場合
- (ア) 役員一覧
- (イ) 会社等の定款
- (ウ) 会社等の概要
- (エ) 決算報告書（過去3年分）
- (オ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書で発行後3月以内のものに限る。）
- (カ) 印鑑証明書（発行後3月以内のものに限る。）

(キ) 法人税及び消費税（地方消費税を含む。）の納税証明書（発行後 3 月以内のものに限る。）並びに法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書（過去 3 年分）

(ク) 事業に関する書類（土地利用提案書、運営に関する提案書、事業実績に関する調書）

イ 個人の場合

(ア) 印鑑証明書（発行後 3 月以内のものに限る。）

(イ) 住民票の写し（発行後 3 月以内のものに限る。）

(ウ) 市町村民税の納税証明書（発行後 3 月以内のものに限る。）並びに固定資産税及び都市計画税の納税証明書（過去 3 年分）

(エ) 事業に関する書類（土地利用提案書、運営に関する提案書、事業実績に関する調書）

1 2 入札に参加できる者の資格

(1) 土地利用に関する事業の実施に必要な知識や、技術的能力等を有し、指定期日までに貸付料の支払いが可能であること。また、土地利用に関する事業を、確実かつ速やかに実施できること。

(2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア 北九州市が行う市有地売却又は貸付に関し、下記の事実があった後 2 年を経過していない者

(ア) 入札を取消されたことがある者

(イ) 落札者として資格を取消されたことがある者

(ウ) 先着順売却の申込を取消されたことがある者

(エ) 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

イ 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団のほか次に掲げる者

(ア) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

(イ) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者

(ウ) 次のいずれかに該当する者

a 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

- b 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
- c 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- d 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- e 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(エ) 前期(ア)から(ウ)までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

エ 法人税又は消費税(地方消費税を含む。)の滞納がある者

オ 過去3年間に(法人)市町村民税、固定資産税及び都市計画税の滞納がある者

カ その他契約規則第2条に該当し参加することができない者

1 3 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

1 4 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は補償の責めを負わない。

1 5 入札に係る問合せ先

北九州市若松区浜町一丁目1番1号

若松区役所総務企画課

電話 093-761-4045

北九州市公告第498号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年7月10日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

白灯油（9月分） 18キロリットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 令和7年9月1日から同月30日まで

(4) 納入場所

ア 北九州市門司区新門司三丁目79番地 新門司工場

イ 北九州市八幡西区夕原町2番1号 皇后崎工場

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して40日前までに公告する。

ア 21キロリットル 令和7年8月頃

イ 38キロリットル 令和7年9月頃

ウ 29キロリットル 令和7年10月頃

エ 19キロリットル 令和7年11月頃

オ 25キロリットル 令和7年12月頃

カ 35キロリットル 令和8年1月頃

(6) 入札方法 1キロリットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く

。)の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

（2） 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

（3） その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（3） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年8月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

（1） 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和7年8月21日まで（日曜日等を除く。）

）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月22日の午前9時から午前10時まで

（2） 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和7年7月31日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同年8月1日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和7年8月1日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和7年8月12日から同月21日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月22日午前9時から午前10時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第 1 号アの場所に令和 7 年 8 月 2 1 日午後 5 時までには必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第 1 号アの場所

イ 日時 令和 7 年 8 月 2 2 日午前 1 0 時 1 0 分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の 1 0 0 分の 5 以上。
ただし、契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の 1 0 0 分の 5 以上。
ただし、契約規則第 2 5 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第 1 2 条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第 1 0 条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第 1 3 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒 8 0 3 - 8 5 0 1 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 0 1 7

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of White Kerosene

Forecasted Quantity : 18KL

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

10:00a.m. , August 22, 2025

For tenders submitted by mail :

5:00p.m. , August 21, 2025

(3) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city, 803-8501 Japan TEL093-582-2017

北九州市公告第499号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年7月10日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

軽油（軽油引取税免税・9月分） 3万1,900リットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 令和7年9月1日から同月30日まで

(4) 納入場所 北九州市小倉北区浅野二丁目地先（小倉栈橋）こくら丸又は代船

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して40日前までに公告する。

ア 3万2,600リットル 令和7年8月頃

イ 2万9,200リットル 令和7年9月頃

ウ 2万8,600リットル 令和7年10月頃

エ 2万9,100リットル 令和7年11月頃

オ 2万9,800リットル 令和7年12月頃

カ 3万500リットル 令和8年1月頃

(6) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）

の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

（2） 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

（3） その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（3） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年8月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

（1） 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和7年8月21日まで（日曜日等を除く。

）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月22日の午前9時から午前10時まで

（2） 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法に

より交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和7年7月31日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同年8月1日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和7年8月1日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和7年8月12日から同月21日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月22日午前9時から午前10時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和7年8月21日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和7年8月22日午前10時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Gas oil

Forecasted Quantity : 31,900L

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

10:00a.m., August 22, 2025

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., August 21, 2025

(3) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city, 803-8501 Japan TEL093-582-2017

北九州市交通局公告第 2 4 号

令和 7 年度北九州市職員採用試験【旅客自動車運転者（養成枠）】を実施するため、職員採用試験規則（昭和 3 8 年北九州市人事委員会規則第 4 号）第 8 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 1 0 日

北九州市交通局長 白 石 基

令和7年7月10日
北九州市交通局

令和7年度北九州市職員採用試験案内 【旅客自動車運転者（養成枠）】

本試験（旅客自動車運転者（養成枠））の特徴

- 大型自動車第二種免許をお持ちでない方を対象とした試験です。
- 当該免許取得に係る費用は交通局が負担します。
 - ※ 第2次試験の合格者を会計年度任用職員（非常勤）として採用し、局が指定する自動車教習所で大型二種免許を取得していただきます。
 - ※ 大型二種免許を取得後に第3次試験（実技試験）を行い、合格した方を正規職員として採用します。
- 教養試験は、公務員試験対策が不要な「SPI3（基礎能力検査）」です。

受付期間	令和7年7月10日(木) 10時00分～9月4日(木) 13時00分（受信有効）
受 験 申込手続	<u>電子申請</u>
第 1 次 試 験 日	令和7年9月28日（日）
第 1 次 試 験 地	北九州市立大学 北方キャンパス（北九州市小倉南区北方四丁目2番1号）

1 募集職種・採用予定人数・採用予定日

職 種	旅客自動車運転者（正規職員）
採用予定 人 数	2名程度
採 用 予 定 日	令和8年10月1日 ※会計年度任用職員としての採用は令和8年4月1日を予定しています。

2 受験資格

資格要件	令和8年4月1日時点で大型二種免許の受験資格（※1又は※2）がある人 ※1 満21歳以上で普通免許、準中型免許、中型免許、大型免許又は大型特殊免許のいずれかを取得しており、その運転経歴が通算して3年以上 ※2 満19歳以上で普通免許又は準中型免許を取得しており、その運転経歴が通算して1年以上で、かつ、受験資格特例教習を修了
年齢要件	平成8年4月2日以降に生まれた人
身体要件	次のいずれの条件も満たす人 ① 両眼視力が0.8以上かつ各眼視力が0.5以上（矯正可）であること ② 色覚、聴力が職務遂行に支障のない状態であること

（注1）受験資格にかかわらず、次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 北九州市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注2）受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

3 試験内容及び日程等

（1）第1次試験（筆記）【場所：北九州市立大学（北方キャンパス）】

試験内容	日 時	合格発表
■教養試験（SPI3） <1時間10分> ・ペーパーテスト方式 ・基礎能力検査（言語能力及び非言語能力の測定）	令和7年9月28日（日） 9時00分～10時30分	令和7年10月10日（金）

（2）第1次試験（面接）【場所：北九州市内 ※1】

〔第1次試験（筆記）合格者のみを対象に実施〕

試験内容	日 時	合格発表 ※2
■口述試験（個別面接）	令和7年10月18日（土） 局が指定した時間	令和7年10月23日（木）

※1 第1次試験（口述）の場所は、第1次試験（筆記）合格者発表の際に公表します。

※2 第1次試験の合否は、筆記試験と口述試験の総合成績により決定します。

(3) 第2次試験【場所：北九州市交通局（若松営業所）】

試験内容 ※1	日 時	合格発表 ※2
■個別面接（個別面接） ■身体検査（書類選考）	令和7年11月16日（日） 9時00分～順次	令和7年11月25日（火）

※1 身体検査書類、運転免許証（写）及び運転記録証明書を11月12日（水）までに提出してください。詳細は、第1次試験合格発表の際にお知らせします。

※2 第2次試験合格者は、第1次試験と第2次試験の総合成績により決定します。なお、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）は第2次試験合格者として決定されません。なお、第2次試験合格者決定にあたって、必要な官公庁へ照会を行います。

令和8年4月1日（水）

・第2次試験合格者を会計年度任用職員として採用

「交通局が指定する自動車教習所に通所し、大型二種免許を取得」

※ 教習費用は交通局が負担

(4) 第3次試験【場所：局が指定した場所】

試験内容	日 時 ※1	最終合格発表
■実技試験（運転実技）	局が指定した日時	試験日から1週間以内

※1 大型二種免許を取得した日以降の日で局が指定します。

令和8年10月1日（木）

・第3次試験（最終）合格者を正規職員として採用

4 合格発表の方法等

上記3の各試験段階における合格発表は、すべて北九州市ホームページ内の交通局専用応募サイトに掲載しますので、合否結果は必ず同ホームページでご確認ください。電話やメール等での問合せには一切お答えできません。

【交通局専用応募サイト】

北九州市 HP 「市政情報」 > 「職員採用情報」 > 「運輸職員（市バス運転士・整備士）」

(https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shisei/menu05_00596.html)

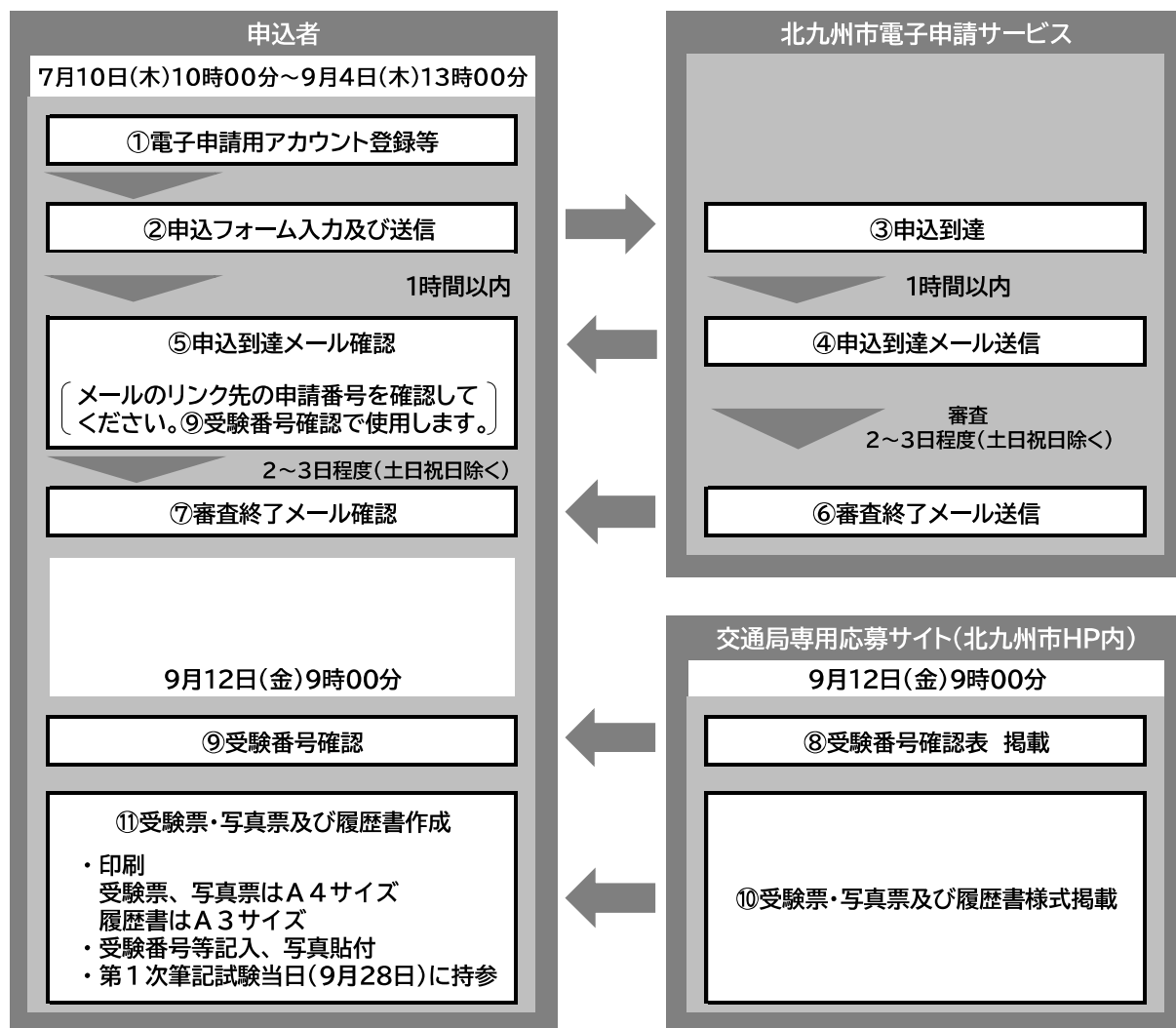


5 受験手続

インターネットによる電子申請でお申込みください。

受 付 期 間	7月10日(木)10時00分～9月4日(木)13時00分(受信有効) ○ 申込は、受付期間中に正常に到達したもののみ有効とします。 ○ 申込(送信)後、1時間経過しても申込到達メールが届かない場合は、速やかに7ページ記載のお問合せ先まで連絡してください。なお、連絡は9月4日(木)15時00分までにお願いします。
申 込 方 法	○ 電子申請には、①インターネットに接続可能なパソコン、タブレット端末、スマートフォンのいずれか、②受信可能な電子メールアドレス、③受験票、写真票及び履歴書を印刷するためのプリンタ（お持ちでない場合は、コンビニエンスストア等のプリントサービスをご利用ください。）が必要です。 ○ 3ページ記載の【交通局専用応募サイト】にアクセスし、手続や注意事項をよく確認してください。 ○ 申込は1人1回のみです。申込内容を修正する場合は、必ず申込の取下げを行った上で、再度お申込みください。取下げが確認できない場合、最後に受信した申込内容で受付処理を行います。 ○ 申込は審査終了メールの受信をもって完了となります。 申込後、申込内容に問題がなければ、申込から2～3日程度（土日祝日を除く）で審査終了メールが届きます。 上記期間を経過しても、審査終了メールが届かない場合は、7ページ記載のお問合せ先まで連絡してください。
電子申請の注 意 事 項	○ 北九州市電子申請システムを初めて利用される人は、電子申請用アカウント登録又はメールアドレス認証を行う必要があります。時間に余裕を持ってお申込みください。 ○ 申込到達メールが、迷惑メールに振り分けられることがあります。申込到達メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダを確認してください。メールアドレスやドメインの指定受信をしている人は、「noreply@mail.graffer.jp」を拒否しないよう設定してください。
受験番号の確認 受験票・写真票 履歴書の作成	9月12日(金)9時00分に掲載する次の事項を交通局専用応募サイトで確認してください。 (1) 受験番号確認表 申込時に届くメールのリンク先の申請番号(19桁)と照らし合わせ、自分の受験番号を確認してください。誤った受験番号で受験すると失格となる可能性がありますのでご注意ください。 (2) 受験票及び写真票の作成 「受験票及び写真票(様式)」をダウンロードして印刷し、必要事項を記入の上、写真(縦4cm×横3cm)を貼り、第1次筆記試験当日(9月28日(日))に必ず持参してください。(写真が貼られていない場合、受験できません。) (3) 履歴書の作成 「履歴書(様式)」をダウンロードして印刷し、必要事項を記入の上、写真を貼り、第1次筆記試験当日に必ず持参してください。(片面・A3サイズ)

≪電子申請の流れ≫



6 申込フォーム入力上の注意点

- 入力事項に虚偽又は不正があった場合、北九州市職員として採用される資格を失うことがあります。
- 電話番号は、必ず連絡の取れるものを入力してください。
(申込内容等の確認のため、こちらから連絡用に使用します。連絡が取れずに確認ができなかった場合、受付を行わない場合がありますので、ご注意ください。)
- 申込フォームの入力事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消す場合があります。
- 氏名及び生年月日は、戸籍記載のとおり正確に入力してください。
- その他の注意点は、電子申請の申込フォームの各欄に記載しています。

7 会計年度任用職員としての採用後の取扱いについて

第2次試験に合格した方については、令和8年4月1日付けで会計年度任用職員として採用します。

(1) 任用期間

令和8年4月1日～令和8年9月30日(予定)

(2) 勤務時間

8時30分から17時00分まで(うち休憩:1時間)

(3) 休日及び休暇

休日：土、日、祝日

休暇：年次有給休暇(10日)、夏季休暇、病気休暇、子育て支援休暇など

(4) 給与等

月額：約 176,000 円 ～ 約 182,000 円

※ 各人の職歴等により個別に決定します。

※ 給与改定等により変更となる場合があります。

※ その他、期末勤勉手当や通勤手当等が支給されます。

(5) 職務内容等

- ・ 採用後は、各種研修や事務補助等業務を行いながら、局が指定する自動車教習所に通所し、大型二種免許を取得していただきます。その際の取得費用については、交通局が負担します。(ただし、試験手数料、免許交付手数料等は自己負担となります。)
- ・ 大型二種免許取得後に実技試験(第3次試験)を実施し、合格した方については、令和8年10月1日付(予定)で正規職員として採用します。

8 正規職員としての採用後の勤務条件等について

(1) 採用日

令和8年10月1日(予定)

(2) 勤務形態

原則5勤2休(平日勤務、土・日休み)

※ 勤務時間は、週平均38時間45分です。なお、市営バスのダイヤ等に合わせた勤務ローテーションとなりますので、早朝・深夜勤務があります。

※ 1日の拘束時間は平均11.5時間で、休憩・中休・待機時間が含まれます。

(ダイヤ改正等により変更になることがあります。)

(3) 休暇等

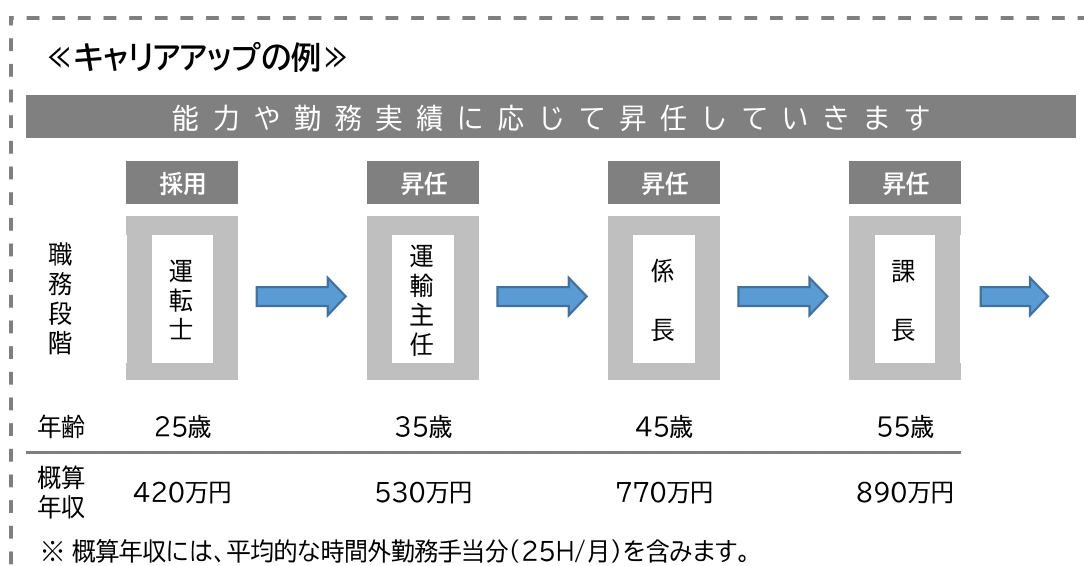
年次有給休暇（20日）、夏季休暇、病気休暇、子育て支援休暇など

(4) 職務概要及び給与

職 務 概 要	初任給（令和7年4月1日現在）
乗合定期路線、貸切及び受託事業等のバス運転業務並びに運行管理者の補助業務等	約 215,000 円～約 226,000 円

※ 上記初任給（各人の経歴に応じて個別に決定します。）の他に、所定の通勤手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当（令和6年度実績：年間 4.60 月分）等が支給されます。

※ 上記初任給は、給与改定等により変更となる場合があります。



9 その他

- 第1次試験の会場に専用の駐車場はご用意しておりませんので、公共交通機関等でお越しください。近隣の商業施設等への駐車や路上駐車はおやめください。
- 第1次試験当日は、同じ会場において別の北九州市職員採用試験（一般事務等）が行われます。会場内案内や受験番号をよくご確認の上、ご自身の受験教室へ入室してください。
- 受験に際し、ご不明な点があれば、下記記載のお問合せ先までご連絡ください。

<お問合せ先>

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局総務経営課庶務係
TEL (093) 771-8401

北九州市交通局公告第 2 5 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年北九州市交通局管理規程第 5 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 1 0 日

北九州市交通局長 白 石 基

1 調達内容

（１） 購入品目及び予定数量

軽油 1 2 万 6 , 0 0 0 リットル

（２） 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり

（３） 履行期間 令和 7 年 9 月 1 日から同月 3 0 日まで

（４） 納入場所 北九州市交通局若松営業所及び向田営業所

（５） 今後購入が予想される数量及び入札公告予定時期

予定数量 6 0 万 4 千リットル 令和 7 年 8 月頃

（６） 入札方法 単位当たりの価格により行う。価格は軽油引取税を含むものとし、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から軽油引取税を除いた金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（１） 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２） 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成 7 年北九州市交通局管理規程第 1 号）第 2 条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（３） 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載

されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年8月8日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

（１） 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局総務経営課

イ 期間 この公告の日から令和7年8月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月22日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時まで

（２） 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

（３） 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局42会議室

イ 日時 令和7年8月13日午後2時

（４） 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和7年8月8日までに競争参加の申出書を北九州市交通局総務経営課に提出しなければならない。

（５） 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年8月21日午後5時までに必着のこと。

（６） 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局42会議室

イ 日時 令和7年8月22日午後2時

5 その他

（１） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

（２） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5

条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局総務経営課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

6 Summary

(1) Product and Quantity

Gas Oil

Forecasted Quantity:

126,000ℓ

(2) Deadline of Tender(by hand)

2:00p.m., August 22, 2025

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., August 21, 2025

(4) For further information, please contact:

General Affairs and Management Division, Transportation Bureau,
City of Kitakyushu,

3-1 Higashikoishimachi, Wakamatsu-ku, Kitakyushu-city 808-0017
Japan TEL 093-771-8401

北九州市交通局公告第 2 6 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年北九州市交通局管理規程第 5 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 1 0 日

北九州市交通局長 白 石 基

- 1 物品等の名称及び予定数量
軽油 1 3 万 2 , 0 0 0 リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市交通局総務経営課
北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 6 月 2 4 日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社 M i s u m i 福岡営業所
北九州市小倉北区米町一丁目 1 番 1 号
- 5 落札金額
1 リットル当たりの金額 1 1 2 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 7 年 5 月 9 日
- 8 落札方式
最低価格による。